

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2005～2008

課題番号：17530375

研究課題名（和文） 「ケアラー」は何故追い詰められるのか
—ケア行為の本質に関する探索的研究—研究課題名（英文） Why have the caregivers been so stressed?—An exploring study on
the essentials of the care-giving behaviors—

研究代表者

中川 薫 (NAKAGAWA KAORU)

首都大学東京・大学院人文科学研究科・准教授

研究者番号：00305426

研究成果の概要：

育児や家族介護を行う家族ケアラー、介護や看護を職業として行うケア労働者といったケアラーが追い詰められていることが社会問題となっている。ケアの種類を超えてこのような現象がみられるということは、ケア行為の中にケアラーが追いつめられる要因があるのではないかと考え探索的研究を行い、以下の示唆を得た。ケアの受け手から「絶えざる欲求」を向けられる中、ケアラーは、「相手（ケアの受け手）」と「自己」のどちらの欲求を優先させるかの葛藤状態に身を置いていた。「相手」の欲求を優先することが、ケア規範からみてケアラーに期待される行動である。しかし、これを持続させると、ケアラーは「自己の喪失」を経験していた。一方、ケアラーが「自己」を優先させると、特にケア・コミットメントの高いケアラーは、自罰する傾向がみられた。以上より、ケアラーの追い詰められ現象に関わりのあるケア行為の要因として、絶えざるケア欲求、役割拘束性、自己をとるか相手をとるか葛藤、自己の喪失、自罰、自己侵襲的責任の負担、が示唆された。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	1,100,000	0	1,100,000
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	300,000	90,000	390,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
総計	2,700,000	240,000	2,940,000

研究分野：保健医療社会学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：ケアラー、家族ケアラー、ケア労働者、ケアラーの追いつめられ現象、ケア行為

1. 研究開始当初の背景

本研究でいう「ケア」は、大きく2つの種類に分かれる。1つは家族ケア、すなわち、高齢者介護、育児（健常児、障害児者）等で、もう1つは、ケア労働、すなわち、看護、介

護、保育等である。そして「ケアラー」とは「ケア」を行う人で、本研究では、「家族ケアラー」、すなわち、高齢者介護家族、子どもの親等と、そして「ケア労働者」、すなわち、看護師、介護職、保育士、臨床心理士等

をとりあげる。

近年、「家族ケアラー」が追い詰められていることが社会問題となっている。高齢者介護では「高齢者虐待」「介護心中」「介護自殺」「介護離婚」など、障害児者の育児・介護では「障害児者の母親の追い詰められ現象」、健常児の育児では「育児ノイローゼ」「児童虐待」といった問題が生じている。そしてもう一方で、「ケア労働者」に関しても、「バーンアウト」や「施設内虐待」などの現象が指摘されている。

「ケア」の内容や対象者の種類、あるいは「ケアラー」が家族であるか労働者であるかということを超えて、共通して「ケアラー」にこのような現象がみられるということは、この問題に「ケア」の「本質」が関わっていることが考えられる。本研究で焦点を当てるのはこの部分である。

本研究では、ケアの種別を超えた「ケアラーの追い詰められ現象」の問題の基盤を分析し、そこから「ケア行為」の本質を探っていく。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「ケアラー」が追い詰められる現象を明らかにし、またそれを通して「ケア行為」の本質を探っていくことである。

具体的には、以下の着眼点から、「ケアラーの追い詰められ現象」の構造を明らかにしていく。

(1) ケアの種別ごとに、「ケアラーの追い詰められ現象」を分析し、次にケアの種別を超えた共通基盤を検討する。

① 家族ケアの中で、障害児と健常児の育児、育児と高齢者介護を分析し、「追い詰められ現象」に共通点がみられるかどうか検討する。

② ケア労働者の「追い詰められ現象」の分析を行い、家族ケアラーと共通点があるかどうかの検討を行う。

(2) 社会の中で、ケアラーに向けられた役割期待あるいは規範等と、「ケアラーの追い詰められ現象」の関連を明らかにする。

(3) これらをもとに、「ケア行為」の本質について考察する。

3. 研究の方法

本研究は、ケアラーの内面に入り込み、そこから「ケアラーの追い詰められ現象」と、「ケア行為」の本質を掘り下げていくことを課題としているため、研究方法としては質的方法を採用した。具体的には、ケアラーを対象に半構成的インタビューを行い、許可を得られた場合に録音し、逐語

録化して得られたデータをM-GTAを参考に分析した。

「家族ケアラー」では、高齢者介護家族 5 人、健康問題（アトピー性皮膚炎）をもつ児を育児している家族 7 人、健康問題をもたない児を育児している家族 10 人、合計 22 人に半構成的インタビューを行った。

インタビューのテーマとしては、高齢者介護家族に対しては「介護を通して経験される大変さと喜び」「介護をするようになったきっかけ」「介護をするうえで得られるサポート」「介護するようになって生じた家族関係の変化」「支援サービスの利用」「介護者自身の生活や人生に対する思い」「育児との比較」「(就労をしている場合は) 両立について」であった。

健康問題をもつ児としては、アトピー性皮膚炎をもつ児を対象にした。健康問題をもつことで、ケアラー（母親）のケア（育児）意識に差が出てくるかどうかをみるのが目的であった。具体的なインタビュー・テーマは、「育児の喜びと大変さ」「症状について」「これまで行ってきたケア、治療について」「サポート状況」「家族関係について」「育児サービスの利用」「母親自身の生活や人生に対する思い」「(就労をしている場合は) 両立について」であった。

健康問題をもたない児の育児をする母親に対するインタビューでは、「育児の喜びと大変さ」「サポート状況」「家族関係について」「育児サービスの利用」「母親自身の生活や人生に対する思い」「(就労をしている場合は) 両立について」を聴いた。インタビュー対象者は、今回の研究では女性に統一した。

「ケア労働者」では、現役の看護師 2 人（大学卒業後 3 年）、ホームヘルパー 6 人（男性 3 人、女性 3 人；キャリアの短い・中間・深い層を含めている）、合計 8 人に半構成的インタビューを行った。

インタビューのテーマとしては、「仕事（ケア労働）を通して経験される大変さと喜び」「仕事（ケア労働）をめざしたきっかけ」「仕事（ケア労働）をするうえで得られるサポート」「仕事（ケア労働）をするようになって生じた心理上的変化」「自身の生活や人生に対する思い」「辞めたいと思ったこととその理由」「何故ふみとどまったか」等であった。

また、家族ケアラーに向けられた役割期待あるいは規範を検討するために、家族ケアラーを対象にした手引書、すなわち、健常児を想定した育児書 5 冊、障害児の保護者を対象にした育児・療育書 5 冊、高齢者家庭介護の

手引書5冊を分析した。これらの本の選定の仕方は、健常児育児、障害児育児、高齢者家族介護をしている人口が多いと考えられる地域の複数の大型書店の店員への聞き取りより、各々の領域で売れ行きの高い本を選んでもらい、5冊ずつを選定した。

4. 研究成果

(1) 家族ケアラーへのインタビューの分析結果

①ケア・コミットメントの形成

自分に、なぜケア役割が割り当てられたのか、その理由をどの程度納得しているかという「ケア役割割り当てに対する納得」、「ケアへの動機づけ」から、家族ケアラーの意識の中に「ケア・コミットメント」が形成されていた。すなわち、ケア役割と家族ケアラーの自己との間にどのくらい距離があるか、両者がどのくらい一体化しているかを示していて、同じケアラーでも相手によって異なってくる。ケア・コミットメントの高いことは、ケア役割の担当と自己とが一体となっていることをさす。

②ケア規範、役割拘束

ケア・コミットメントの形成には、ケア規範の働きかけがあった。育児の場合は、育児雑誌等から得られる育児情報もケア規範を形成していた。

ケア規範の中には「家族だからこうすべき」「お母さんだからこうすべき」という役割期待が含まれており、それらが家族ケアラーの意識を拘束していた。これを役割拘束と呼ぶ。これが「いいお母さん」像や「いいお嫁さん」像といった形で、家族ケアラーの意識を内側から拘束していた。

ケア規範の中で最も語られることが多かったのは、ケアの相手を他人に預けるべきでない、というものだった。高齢者を施設へ預けたり、児を他人に預けて、ケアラーが自分の生活を楽しむということは非難されるべきこととされ、同じ立場の他の家族ケアラー（例えば他の母親）や家族親族からサンクションを与えられ、それによってケア規範が強化されていた。

③自己をとるか相手をとるかの葛藤

家族ケアラーは、相手（ケアの受け手）から「絶えざるケア欲求」を向けられる中、ケアラーの欲求と相手の欲求のどちらの充足を優先させるか、葛藤状態に置かれていた。

④自己の喪失

③の状態にあるとき、「相手」の欲求を優先することが家族ケアラーに期待され

る行動である。しかし、これが持続すると、家族ケアラーは「自己の喪失」を経験していた。自己の欲求の充足も図れず、自由も束縛され、自分の生活や人生を失い、そればかりか、自分のことを問題にすること自体が許されないというような感覚に陥っていた。

⑤自罰化

一方、ケア・コミットメントの高い家族ケアラーが「自己」とると、自分で自分を責めていた（自罰化）。育児の場合、このような傾向が顕著であった。

⑥責任感

家族ケアラーは、「相手」の状態について責任を負っていた。特に、ケアを一人で行うことに非常に負担感を感じていた。複数でケアを行えば、責任は分割されることになるからである。そして責任感は、家族ケアラーの生活や人生を侵襲していく。

密室における二人だけの育児、介護は、辛かったこととして言及されることの多い場面である。他の何者もない状況で、相手のケア要求のみに注意が注がれ、そこで何か問題が生じたら、家族ケアラーの責任が問われる状況で、閉そく感を強めていた。

⑦得られるもの

相手からの感謝の言葉、笑顔、他の家族からの感謝の言葉、自己の成長などが、家族ケアの報酬となり、負担を軽減していた。

(2) 「ケア労働者」を対象にしたインタビューの分析結果

ケア労働職の職務特性のうち、サービス組織の管理・運営的な側面、職種間の関係以外で、ケア労働そのものにおける負担感の構造で、家族ケアラーと同様のものがみられるのかを検討した。

ケアの受け手の絶えざる欲求のある中、ケア労働者はケアの受け手を常に優先させなければならないこと、そしてそれが職業規範となっていること、その中でケアラーの自己を優先させる行為をとるためには、何らかの理由付けが必要であること、またはケアラーの自己へ言及すること自体が許されないこと、またケアの受け手の欲求を優先させることが持続することで、ケアラーが疲弊することが浮かび上がった。

ケア労働の場合も、報酬は負担感を打ち消す意味を持ち、ケア労働者が提供するコミットメントに対して心理的報酬、経済的報酬が得られない場合は職を辞する心理状況に追い込まれていくことが示された。

(3) 家族ケアラーを対象にした家族ケア手引書の分析

家族ケアラーのケア・コミットメントの形成には、ケア規範の働きかけの存在が示唆された。規範がどのようなものであるかを知るために、家族ケアラーを対象にした手引書、具体的には、高齢者家族介護の手引き、育児書、障害児のための育児書の分析を行った結果、以下のことが示された。

高齢者介護に関しては、全体として規範拘束性が低かった。すなわち、介護家族に対する責任の強調が低く、“楽に”介護すること等、ケア負担への配慮がなされていた。また家族がケア役割に一元化されることもなく、“自分”の生活をもつことが容認されていた。さらにケア役割担当が一人に固定されることなく、外部サービスや制度の利用など、ケア役割の分担が推奨されていた。

健康問題のない児の育児では、まず母親をケアの担当者とする前提がみられ、母親の責任が強調されていた。しかし、父親の補助的なケア役割への参加も推奨され、母親の負担への配慮がなされていた。またケア役割への一元化はなされず、仕事を持つ等、“自分”の生活を持つことは容認されていた。

一方、障害児の育児・療育では、規範拘束性の高さがうかがわれた。ここでは、ケア担当は母親に同定され、責任が強調されていた。ケア役割の分担についても、健康問題のない児の育児でみられた父親のケア役割への参加も言及がなかった。児の障害の軽減に関わる治療者としての役割への専従が母親に求められ、母親のケア役割への一元化がなされていた。母親が“自分”の生活をもつこと、あるいはケア負担についてほとんど言及がなかったが、唯一、兄弟児に対するケアについては期待されており、ケア役割の拡大には容認的であった。

以上のように、家族ケアの種類により、ケア規範の拘束性、責任の強調の度合、ケア負担への配慮の度合、ケア役割への一元化の度合、“自分”の生活をもつことへの容認度に差がみられ、各々の家族ケアにおけるケア規範の特徴を形作っていた。

しかし、各々の領域に特徴がありながらも、全体的には、家族ケアラーに対して、責任が課され、程度の差はあれケア役割への一元化や、ケアラーが“自分”の生活をもつことに対して、一定の言及がなされていた。

(4) 以上より、本研究から得られたケア行為の本質についての示唆を示す。

ケア行為の多様な要素の中で、今回の研究ではケアの種別を超えた追い詰められ現象の共通基盤として以下のことが浮かび上がってきた。ケアの受け手から絶えざる欲求を向けられる中、ケアラーは、相手と自己のどちらの欲求を優先させるかの葛藤状態に身を置くことになる。「相手」の欲求を優先することが、ケア規範からみて、ケアラーに期待される行動である。しかし、これを持続させると、ケアラーは「自己の喪失」を経験していた。一方、ケアラーが「自己」とると、とくにケア・コミットメントの高いケアラーは、自分で自分を責めていた（自罰）。またケアラーは自己侵襲的にケアの責任を感じていた。

このような状況で、ケアラーは何らかの報酬を得ていると、追い詰められ感が軽減していた。家族ケアラーの場合は、相手の笑顔、感謝の言葉など、ケア労働者の場合は、相手からの感謝の言葉や、賃金といった報酬であった。

以上より、ケアラーの追い詰められ現象に関わりのあるケア行為の要因として、絶えざるケア欲求、役割拘束性、自己をとるか相手をとるか葛藤、自己の喪失、自罰、自己侵襲的責任の負担、が示唆された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

大日義晴：アトピー性皮膚炎の子どもをもつ母親の治療法選択の規定要因と移行メカニズム，保健医療社会学論集，19(1)，51-63，2008。(査読有)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

中川 薫：「修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ」を用いた「障害児の母親の意識変容プロセス」の研究，木下康仁(編)，『分野別実践編 グラウンデッド・セオリー・アプローチ』，240-261，弘文堂，2005。

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕

中川 薫：神奈川母子保健研修基調講演，2008。

中川 薫：神奈川県平塚保健福祉センター主催講演会「地域での暮らしみんな一緒に—家族の幸福について—」，2008。

中川 薫：第40回神奈川小児神経懇話会講演，2007。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中川 薫 (NAKAGAWA KAORU)

首都大学東京・大学院人文科学研究科・准
教授

研究者番号：00305426

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者